

第3回(2008年)山下杯少年少女ヨット大会

帆走指示書

1. 適用規則

- 1.1 本大会は、セーリング競技規則 2005-2008(以下「競技規則」という。)に定義された規則を適用する。ただし、レース公示と帆走指示書との間に矛盾が生じた場合は帆走指示書を優先する。
- 1.2 競技規則42の違反に対しては、付則Pを適用する。
- 1.3 各クラスとも、クラス規則の艇体番号とセール番号の同一性に関する条項および個人会員登録(艇およびセール登録は除く。)に関する条項は適用しない。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、陸上に設置された公式掲示板に掲示される。この場合、ヨットハウス2階テラス横に設置された信号柱にL旗を掲揚するとともに音響信号1声を発する。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の各クラスの予告信号の60分前までに公式掲示板に掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、ヨットハウス2階テラス横に設置された信号柱に掲揚される。
- 4.2 すべての艇は、音響信号1声と共にD旗が掲揚された後、出艇することができる。掲揚されるD旗は『予告信号はD旗掲揚後30分以降に発する』ことを意味する。
予告信号予定時刻の30分前までにD旗が掲揚されない場合は、そのレースのスタートが時間に定めなく延期されている。

5. レースの日程

- 5.1 レースの日程は次のとおりとする。

月 日	予告信号 予定時刻	競技種目	
5月31日	09:25	OP級 Bクラス	第1レース
	09:30	シーホッパー、レーザー級、FJ級、SS級	第1レース
	09:35	OP級 Aクラス	第1レース

- 5.2 第1レース終了後、引き続き第2レース以降を行う。引き続きのレースがまもなく始まることを艇に注意を喚起する為に予告信号が掲揚される最低4分以前に音響信号2声とともにAP旗を掲揚する。
- 5.3 スタート信号以前において運営艇にAP旗/H旗が掲揚された場合、この日の内の再度の出艇は指示4.2のD旗掲揚によって発せられる。
- 5.4 レースにおいては、15:00以降に予告信号が発せられることはない。

6. クラス旗

クラス旗は、次の旗を用いる。

種 目	ク ラ ス 旗
OP級 Aクラス	青色のOP級の記章を記した白色旗
OP級 Bクラス	赤色のOP級の記章を記した白色旗
シーホッパーSR級、レーザーレジアル級 FJ級、SS級、29er級	シーホッパーSR級の記章を記した白色旗

7. レースエリア

レースエリアは、江の島ヨットハーバー沖のA海面である。

8. コース

- 8.1 別添図1に通過すべきマークの順序、各マークの通過する側を含むコースを示す。
- 8.2 本部船から第1マークへのおおよそのコンパス方位は、本部船から示される。
- 8.3 コースのレグは準備信号の後には変更されない。これは競技規則33を変更している。

9. マーク

- 9.1 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端にいる『県連旗』を掲揚している本部船とポートの端にいる運営艇である。
- 9.2 マーク1,2,3,4は黄色の円筒形のブイを使用する。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインのスターボードの端にいる『青色旗』を掲揚している運営艇とポートの端にある『青色旗』を掲揚しているブイである。

10. スタート

- 10.1 スタートは競技規則26に基づき以下の方式で行う。

信号	視覚信号	音響信号	スタートまでの時間
予告	クラス旗 (掲揚)	1声	5分
準備	P旗, I旗又は黒色旗 (掲揚)	1声	4分
1分	P旗, I旗又は黒色旗 (降下)	長音1声	1分
スタート	クラス旗 (降下)	1声	0分

- 10.2 スタート・ラインは、スタート・マーク上のオレンジ色旗を掲げたポールの間とする。
- 10.3 予告信号が未だ発せられていないクラスの艇は、スタート・ラインから概ね50m以内の範囲およびコースサイドから離れ、レース中および既に予告信号が発せられたクラスの艇を避けなければならない。
- 10.4 スタート信号の4分以降にスタートする艇は、DNSと記録される。これは競技規則A4を変更するものである。
- 10.5 ゼネラル・リコールの際、競技艇に知らせるため本部船以外の運営艇にも第一代表旗を掲げる場合がある。ただし、当該運営艇が行う第一代表旗の掲揚・降下については、競技規則レース信号「予告信号は降下の1分後に発する。」の意味は持たないものとし、又音響信号の無声も無視されるものとする。

11. 黒色旗規則違反艇の掲示

競技規則 30.3「黒色旗規則」が適用されたレースにおいて、ゼネラル・リコール信号が発せられた場合またはレースがスタートした後中止となった場合には、黒色旗規則に違反した艇のセール番号をそのレースの次の予告信号前に本部船の後部に掲示する。これは、競技規則 30.3 を変更している。

12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、青色旗を掲揚したスターボードのフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲げたポールとたボートのフィニッシュ・マーク上の青色旗を掲げたポール間とする。

13. タイム・リミット

タイム・リミットは、競技規則 28.1 に基づき、かつ競技規則 30.3 に違反しないでスタートした先頭艇のフィニッシュ後 20 分以内にフィニッシュしない艇は DNF と記録される。この項は競技規則 35 と A4 を変更している。

14. スタート後の短縮または中止

- 14.1 レース委員会は競技規則 32 に基づく理由によるコース短縮またはレース中止のほか、レースがスタート後おおよそ 70 分以内に終了しそうにない場合は、コースを短縮またはレースを中止できる。
- 14.2 スタート後おおよそ 30 分以内に先頭艇が最初のマークに到達しそうにない場合、レース委員会はそのレースを中止することが出来る。

15. 抗議と救済の要求

- 15.1 抗議および救済の要求は、レース委員会で入手できる用紙に記入の上、その日の当該クラスの最終レース終了後 60 分以内にプロテスト委員会に提出しなければならない。抗議締切時刻は公式掲示板に掲示される。
- 15.2 レース委員会またはプロテスト委員会による競技規則 61.1(b)に基づく艇への抗議の通告は、抗議締切時刻までに公式掲示板に掲示される。
- 15.3 競技規則 42 違反を認められたか、またはプロテスト委員会により失格とされた艇の一覧は、抗議締切時刻までに公式掲示板に掲示される。
- 15.4 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された者への通告は、抗議締切時刻後 30 分以内に公式掲示板に掲示される。
- 15.5 指示 10.3, 17.3, 18, 19, 21, 22, 23 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは競技規則 60.1(a) を変更するものである。これらの違反に対してはプロテスト委員会の裁量によるペナルティー（失格を含む）が科せられることがある。

16. 得点

- 16.1 本大会は、各クラスとも 4 レースが予定され、1 レースの完了をもって成立する。
- 16.2 RRS.付則 A4 に規定された低得点方式を用いて得点を記録する。
- 16.3 RRS.付則 A8 (シリーズでのタイ)に従いタイを解消する
- 16.4 失格等とされた艇は、以下の略語を用いて記録され得点が与えられる。

略語	意 味	該当する艇の得点
DNC	スタート・エリアにこなかった.	(当該クラス参加艇数 + 1) 点
DNS	スタートしなかった(DNCとOCS以外).	(当該クラス参加艇数 + 1) 点
OCS	スタート信号時,スタート・ラインのコースサイドにおいてスタートしなかったか,または30.1に違反した.	(当該クラス参加艇数 + 1) 点

BFD	競技規則 30.3 に基づく失格.	(当該クラス参加艇数 + 1) 点
DNF	フィニッシュしなかった.	(当該クラス参加艇数 + 1) 点
RAF	フィニッシュ後にリタイアした.	(当該クラス参加艇数 + 1) 点
DSQ	失格とされた.	(当該クラス参加艇数 + 1) 点
RDG	救済が与えられた.	救済で与えられた得点
PFP	出艇(走)・帰着申告等の手続きに違反した.	(順位 + 5) 点または(当該クラス参加艇数 + 1) 点のいずれか小さい方の得点
DPI	指示 16.5 に基づく裁量によるペナルティー.	裁量による得点
DGM	競技規則 69.1 (b) (2) に基づく失格 除外不可	(当該クラス参加艇数 + 1) 点

16.5 指示 17 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して,レース委員会は審問なしに PFP と記録し,指示 16.4 に示す得点を与える.これは競技規則 63.1 および A5 を変更するものである.

17. 申告

17.1 出艇申告は署名方式で行う.出艇しようとする艇の艇長は,大会受付所に用意される署名用紙に署名し,出艇しなければならない.

17.2 帰着申告は艇長の署名をもって行う.帰着した艇の艇長は,帰着後直ちに,大会受付所に用意される署名用紙に署名しなければならない.署名用紙は,当該クラスのレース終了後 40 分間用意される.ただし,レース委員長の裁量によりこの時間を延長することがある.

17.3 リタイアしようとする艇は,速やかにレースエリアを離れ,リタイアの意思を近くの運営艇に伝えなければならない.艇長は,指示 18.2 の帰着申告を行ったうえリタイア報告書を大会受付所に提出しなければならない.やむを得ず運営艇にその旨を伝えることができなかった場合は,リタイア報告書にその理由を記入すること.

18. 安全規定

18.1 艇の乗員は,離岸してから着岸するまでの間,有効な浮力を有する救命補助具:ライフジャケット(自分の体重を支えるのに十分な浮力があるもの)を着用しなければならない.

18.2 レース艇が自ら救助を求める場合は,救助要請する船に対して,笛を吹き,パドルか片手を高く上げて合図を送ることとする.その為,OPクラスはクラス規則 4.2(a)(b)4.3(a)(b)に加えてプレートの面積が 0.025 平方メートル以上のパドルを設置すると共に,笛を着衣にラニヤードで結びつけなければならない.

18.3 レース委員会は,危険な状態にあると判断したレース艇に対し,リタイアの勧告および強制的に救助を行うことができる.

19. 装備の交換

損傷または紛失した装備の交換は,レース委員会の承認なしには許可されない.交換要請は,最初の適当な機会にレース委員会に行わなければならない.

20. 運営艇

運営艇の標識は、次のとおりとする。

レース・コミティー・ボート 緑色旗(但し本部船は神奈川県連旗を掲揚する)

プロテスト・コミティー・ボート 白地に黒字でJURYの旗

21. 応援艇

応援艇の出艇を認めるが、応援艇に乗艇する者は、いかなる時も責任を持ち、競技の公平さに影響を与えるような不適切な行動、不適切な行為を行ってはならない。

応援艇の航行範囲は、マーク マーク マーク マークを結ぶ仮想直線の外側部分である

22. 無線通信

艇は、離岸してから着岸するまでの間、無線の送受信を行ってはならない。この制限は携帯電話にも適用する。

23. ごみの処分

艇は、水中にごみ等を捨ててはならない。

24. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクで本大会に参加している。(競技規則 4「レースをすることの決定」参照。)主催団体は、大会前、大会中および大会後に生じた物理的損害または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を否認する。

25. 規則違反によって生じた損害の補償

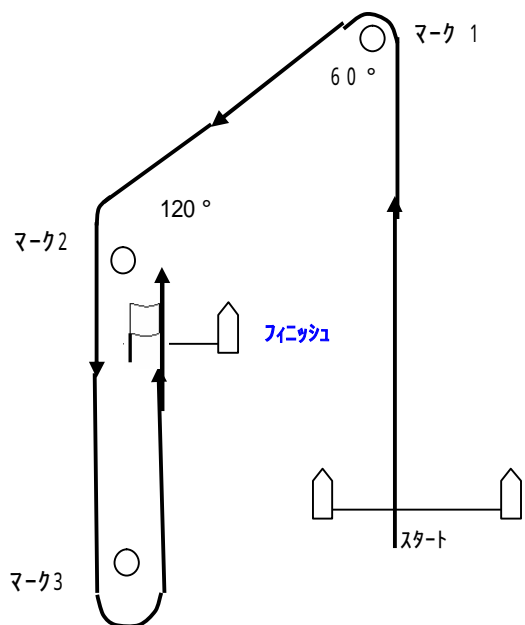
主催団体は、規則等に違反した競技に関わる艇のオーナー又は艇長に対して、その規則違反等によって生じた全ての損害の補償を命ずることができる。なお、その損害の補償に関しては、レース委員会の査定に従うものとする。

別添図1

《OP級Aクラス、OP級Bクラス》

OUTER ROOP

スタート-1-2-3-フィニッシュ

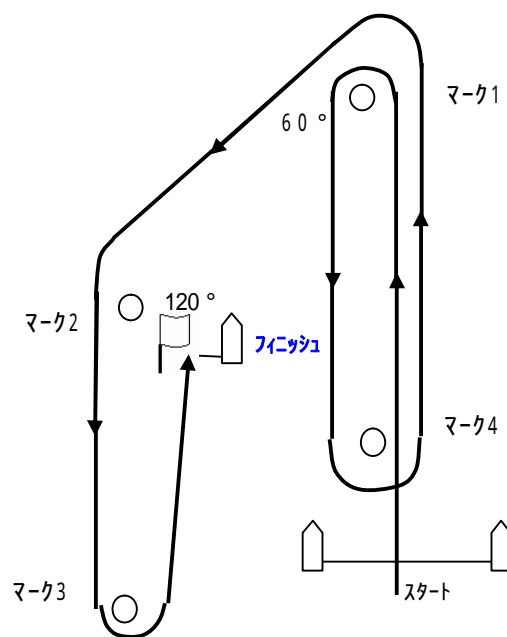


《シーホッパーSR級》

INNER ROOP

I1 スタート-1-4-1-2-3-フィニッシュ

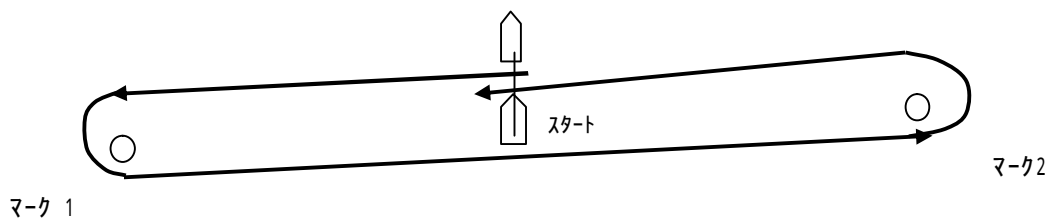
I2 スタート-1-4-1-4-1-2-3-フィニッシュ



荒天の場合の《OP級Bクラス》

スタート-1-2-1-2--フィニッシュ

風



荒天の場合はOP級Bクラスのみ、ハーバーの前の海面で以上のコースで行う安全を第一に考える。

レース海面図(江ノ島)

